

栄町第 5 次総合計画

基本構想

栄 町

目 次

1. まちづくりの基本理念	1
2. 将来像	2
3. 計画の構成と期間	3
4. 計画の取組方針	4
(1) トップマネジメントによる計画の推進	4
(2) 計画の実効性の確保	4
(3) 計画に対する適確な評価システムの実行	4
(4) 計画評価の町民等への公表	4
(5) 計画達成のための人財育成	4
(6) 重点プロジェクト及びチャレンジ戦略	5
(7) 協働のまちづくりの推進による計画の実現	5
5. 人口フレーム	6
(1) 人口の推移と今後の見通し	6
(2) 人口減少を緩やかにする今後の取り組み	6
(3) 人口フレーム	7
6. 土地利用構想	8
7. まちづくりの基本目標・政策体系	10
●基本目標1 子育てがしやすい元気なまちをつくる	11
●基本目標2 生活環境が整った元気なまちをつくる	12
●基本目標3 安全で安心できる元気なまちをつくる	13
●基本目標4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる	14
●基本目標5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる	15
●基本目標6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまちをつくる	17
●基本目標7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる	19
●基本目標8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる	20

基本構想

本町は、人口減少、少子高齢化の傾向にあり、今後もその進行が見込まれています。そのことにより、町の活力が低減していくことが懸念される状況となっています。

その一方で、本町は、利根川、長門川、印旛沼などの恵まれた水辺環境や広がる田園、里山などの自然環境が豊かな町です。また、先人達が築いてきた歴史や文化・伝統が生活に息づくなど、本町は他に引けを取るものではありません。

そのような中、本町を取り巻く状況をみると、成田空港の機能強化が行われることにより、空港従業員の増加、物流等の空港関連産業の立地、訪日外国人の観光、宿泊需要の増加が見込まれています。

さらに広域幹線道路である北千葉道路の整備などがあり、これらの波及効果を本町に取込み、地域の活力を高めていき人口減少、少子高齢化の傾向を緩やかにしていくことが、今後のまちづくりには重要と考えられます。

本町では、平成24年に策定した第4次総合計画において、町民誰もが、まちを愛し、誇りと愛着を持てるよう、町民の皆さんとともに「住み続けたいまち」「住みやすいまち」づくりに向けた取組を一步一步積み重ね、元気な町を創っていきたいと考え、「誇りと愛着のもてる まち」を基本理念とし、「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」を将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

今後重点的に行う、人口減少、少子高齢化の傾向を緩やかにする取り組みについても、その取り組みの礎となるのは、「ひとが元気 まちが元気」であることから、本基本構想の「まちづくりの基本理念」と「将来像」は、第4次総合計画を継承していくこととします。

1. まちづくりの基本理念

人が集まりまちができます。まちの活力の源は人です。

本町には、恵まれた自然と先人達が築き今日まで受け継がれてきた歴史と文化があり、これらが人々を惹きつけます。これらを磨き上げるとともに、時代のニーズに対応した新たな魅力を創り出し、そこに暮らす人々が「誇りと愛着のもてる まち」とすることができれば、町民は住み続け、町外からも人が集まり、町は元気になります。

本基本構想では、「誇りと愛着のもてる まち」をまちづくりの基本理念に据え、町民と行政とが知恵と力を出し合い、共に協力することにより将来像の実現を目指します。

 **誇りと愛着のもてる まち** 

2. 将来像

元気なまちづくりを実現するためには、まず、そこに暮らす「ひとが元気」であることが必要です。

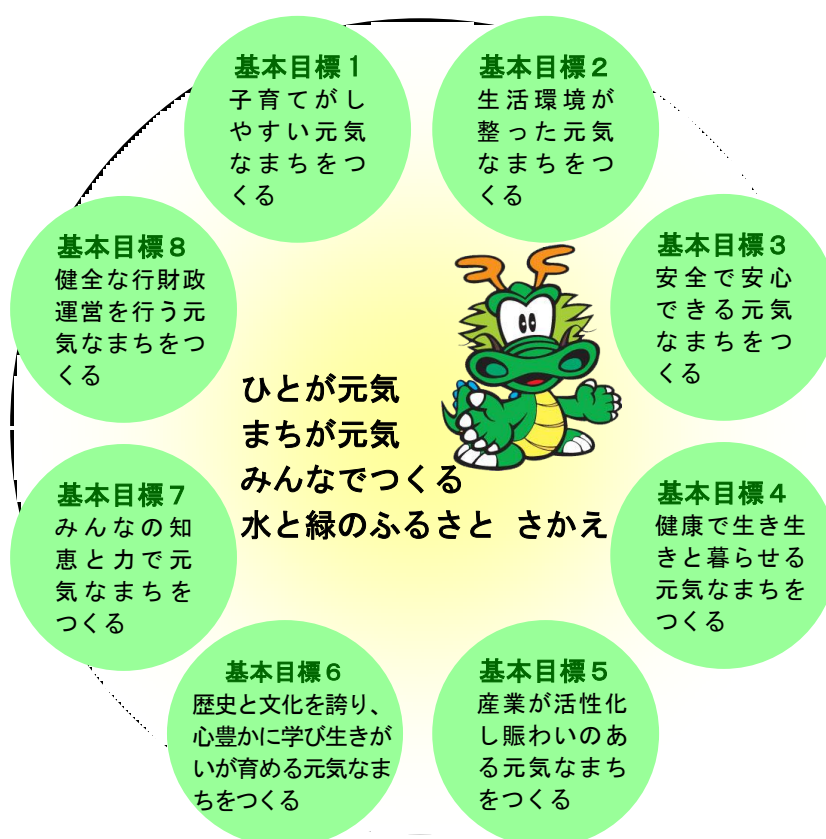
「ひとが元気」であるためには、子どもからお年寄りまで、安全に安心して健やかに暮らすことができ、夢や生きがいを持っていることが必要です。

元気なひとの周りには、さらに元気なひとが集まり、まちに賑わいや活気が生まれ、「まちが元気」になります。

また、「元気なまち」は、町民、地域、各種団体、NPO、民間企業、行政などあらゆる活動主体がそれぞれの強みを活かし、互いに助け合い「みんなでつくる」ことが必要です。

このように、「水と緑」に恵まれた本町を、みんなで力を合わせて、住み続けたいまち、住んでみたいまち、誇りと愛着のもてる「ふるさと さかえ」にすることを目指します。

ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ



基本理念

誇りと愛着のもてる まち

3. 計画の構成と期間

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの計画で構成します。

●基本構想

基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。

平成31年度を初年度とし、平成38年度を目標年次とする8年間とします。

●基本計画

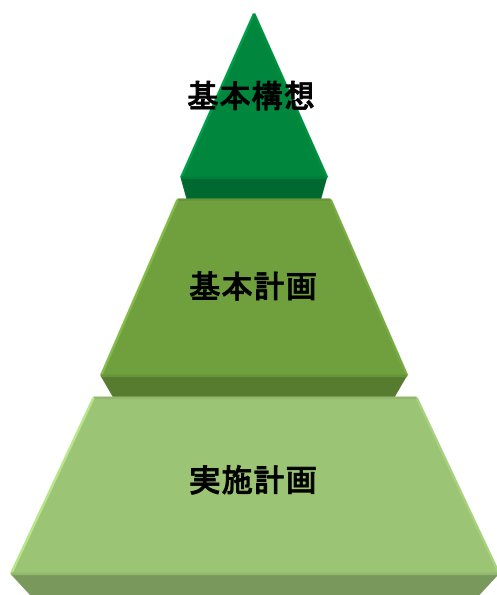
基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。

基本構想期間の8年間の前期・後期に分け、各4年間とします。

●実施計画

基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で、事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。

毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものとします。



	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
基本構想	基本構想（8 年間）							
基本計画	前期基本計画（4 年間）				後期基本計画（4 年間）			
実施計画	実施計画		実施計画		実施計画		実施計画	
			実施計画				実施計画	
			実施計画				実施計画	
			実施計画		毎年度見直し		実施計画	

4. 計画の取組方針

計画の推進にあたっては、人口減少や少子高齢化など町の課題に対応していくため、次の7項目を計画の取組方針とします。

(1) トップマネジメントによる計画の推進

町長は、まちの将来像や方向性などを、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを発揮し、先頭に立って総合計画を推進します。

各課等の長は、町長が迅速かつ適切に意思決定できるよう常に情報の収集及び伝達に努め、かつ与えられた権限と責任に基づき、計画に掲げた事業を推進していきます。

(2) 計画の実効性の確保

計画の実効性を確保していくため、町長をはじめ職員が町民の協力を得ながら、目標・政策・施策を十分理解し、具体的戦略とスケジュールを策定することで、十分な成果を得られるよう努めていきます。

また、計画的な財政運営に基づく財源確保と、適切な定員配置による効率的組織による的確な業務執行方法などを確立していくこととします。

(3) 計画に対する適確な評価システムの実行

計画の実効性を高め、計画の目標・目的を達成していくには、適切なPDCA（目標を設定した計画 Plan⇒目標を実現するための施策の実施 Do ⇒施策評価 Check ⇒改善 Action）サイクルによる評価が必要であり、特に、的確な評価により課題等を抽出の上、施策や事業の改善を図っていくことが求められています。

なお、評価に当たっては、町民の意見も重要な要素です。

(4) 計画評価の町民等への公表

計画の評価結果については、議会をはじめ、政策審議会に報告し、意見を求め、施策や事業の改善を進めていきます。

さらに、評価結果については、町ホームページや広報さかえ等で、町民に公表し、計画の進捗状況を情報提供するとともに、意見もいただき、計画の実行性を高めていきます。

(5) 計画達成のための人材育成

計画を達成するためには、時代の変化が激しい中であって、職員一人一人が、計画の推進者としての高い意識を持ち、町長のリーダーシップに基づき、業務に対する的確な判断を行うことが求められています。

そこで、栄町人財開発基本方針に基づき、研修などの参加機会の増大や職務に有効な情報の提供などにより、計画の実現に必要なそれぞれの能力の向上や開発を進めていきます。

また、職員個々の能力や意欲を高めるとともに、課などの組織力を強化していきます。

(6) 重点プロジェクト及びチャレンジ戦略

前期・後期の各基本計画において、町の将来像を実現するための先導的・優先的・重点的に取り組む施策をまとめ「重点プロジェクト」として設定します。これらの施策群は、全庁をあげて分野横断的に連携して実施することとします。

さらに、民間企業などの力を活用し、チャレンジしていく取り組みを「チャレンジ戦略」として基本計画に位置付け、推進していきます。

なお、景気の動向や民間事業者の対応、戦略の実現可能性などによって、適時適切に変更または追加していきます。

(7) 協働のまちづくりの推進による計画の実現

人口減少と少子高齢化が進行する中で、行政だけで、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めることには限界があり、町民と行政との協働に加え、町民同士の協働、支え合い活動の重要性はますます高まっています。

そのため、計画の実現に向け、町民一人一人の参画と協働意識の高揚を図るとともに、自治組織やNPO・ボランティア団体などの市民活動団体、企業、行政などが共に考え、共に行動に移して、自助・共助・公助を効果的に機能・連携させながら、協働のまちづくりを推進します。

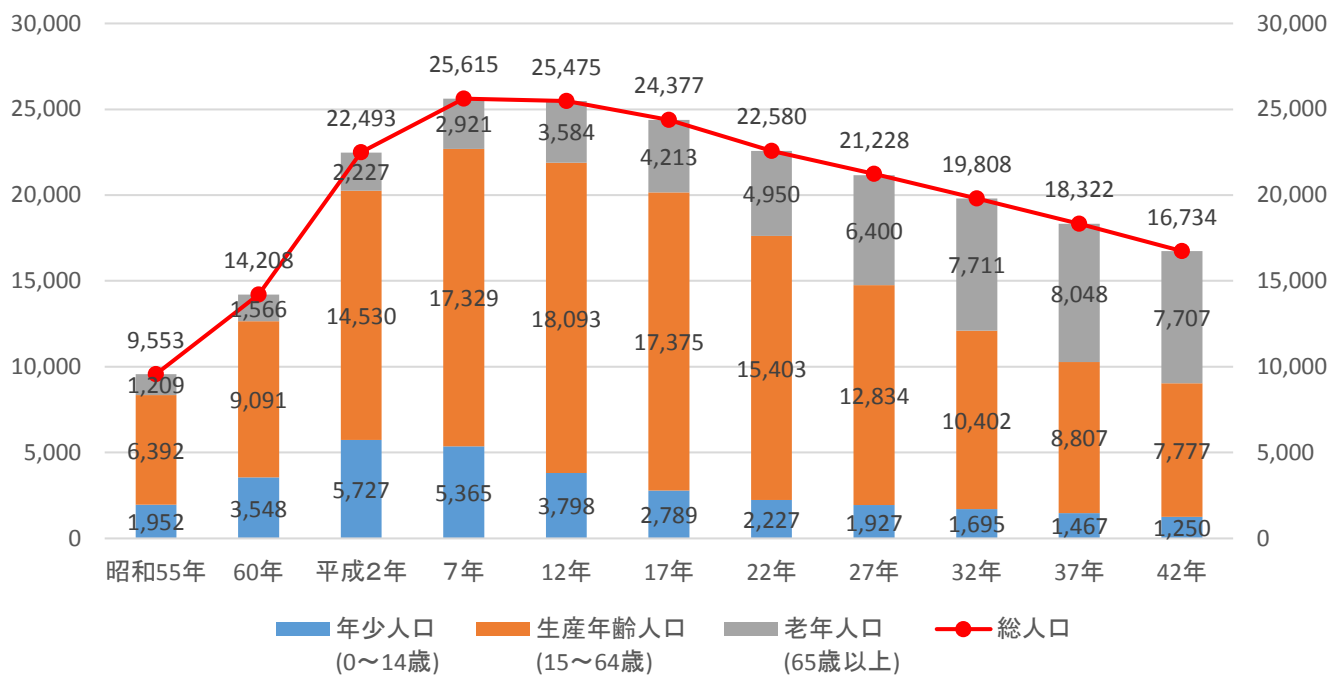
5. 人口フレーム

(1) 人口の推移と今後の見通し

国勢調査の結果をみると、本町の人口は、平成7年のピーク時には25,615人となりましたが、その後は減少に転じ、平成27年には21,228人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）によれば、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、平成42年（2030年）には16,734人になると推計されています。

図一本町の将来人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）



資料：実績は、国勢調査（年齢不詳：昭和60年3人、平成2年9人、平成27年67人）
：推計は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

(2) 人口減少を緩やかにする今後の取り組み

こうした中、町を元気にしていくためには、特に若者や子育て世代の定住・移住を促進し、人口減少を緩やかにしていくことが重要です。

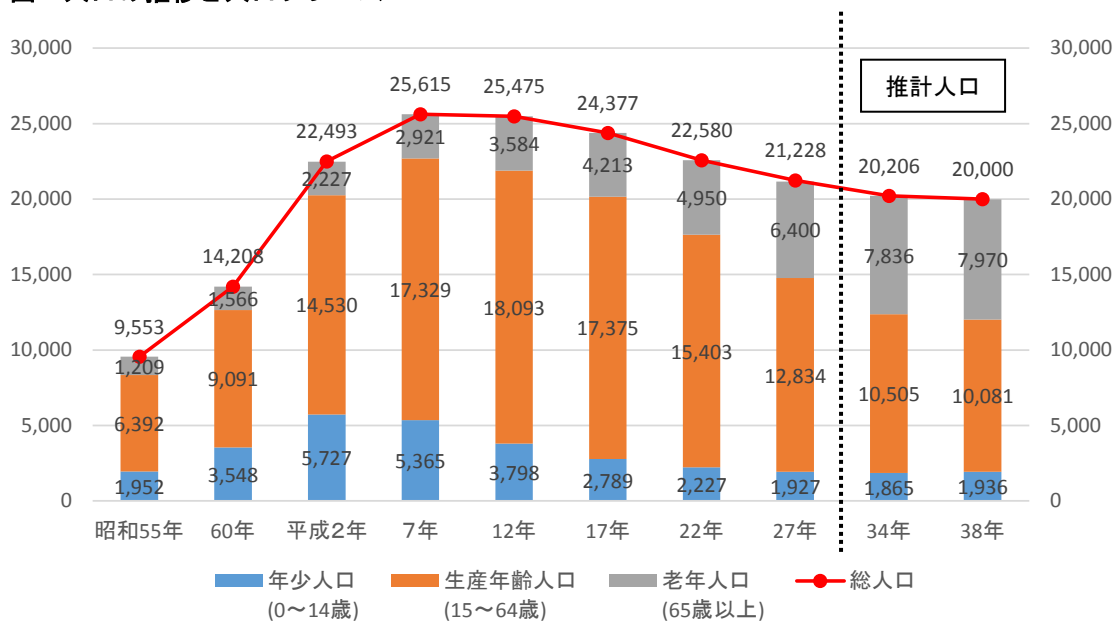
そこで、若者にとって魅力ある町とするため、町の賑わいを取り戻すとともに、子育て支援の充実、新たな雇用の場の創出、交通利便性の向上、住宅地開発の誘導等の取組を進めます。

さらに、町民一人一人が、身体も心も健康で、生涯にわたって安全に安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進します。

(3) 人口フレーム

以上を踏まえ、本基本構想の目標年次である平成 38 年（2026 年）の目標人口を 20,000 人と定めます。

図一人口の推移と人口フレーム



資料：国勢調査（年齢不詳：昭和 60 年 3 人、平成 2 年 9 人、平成 27 年 67 人。平成 34 年以降は推計人口）

6. 土地利用構想

■将来土地利用展開エリアの考え方

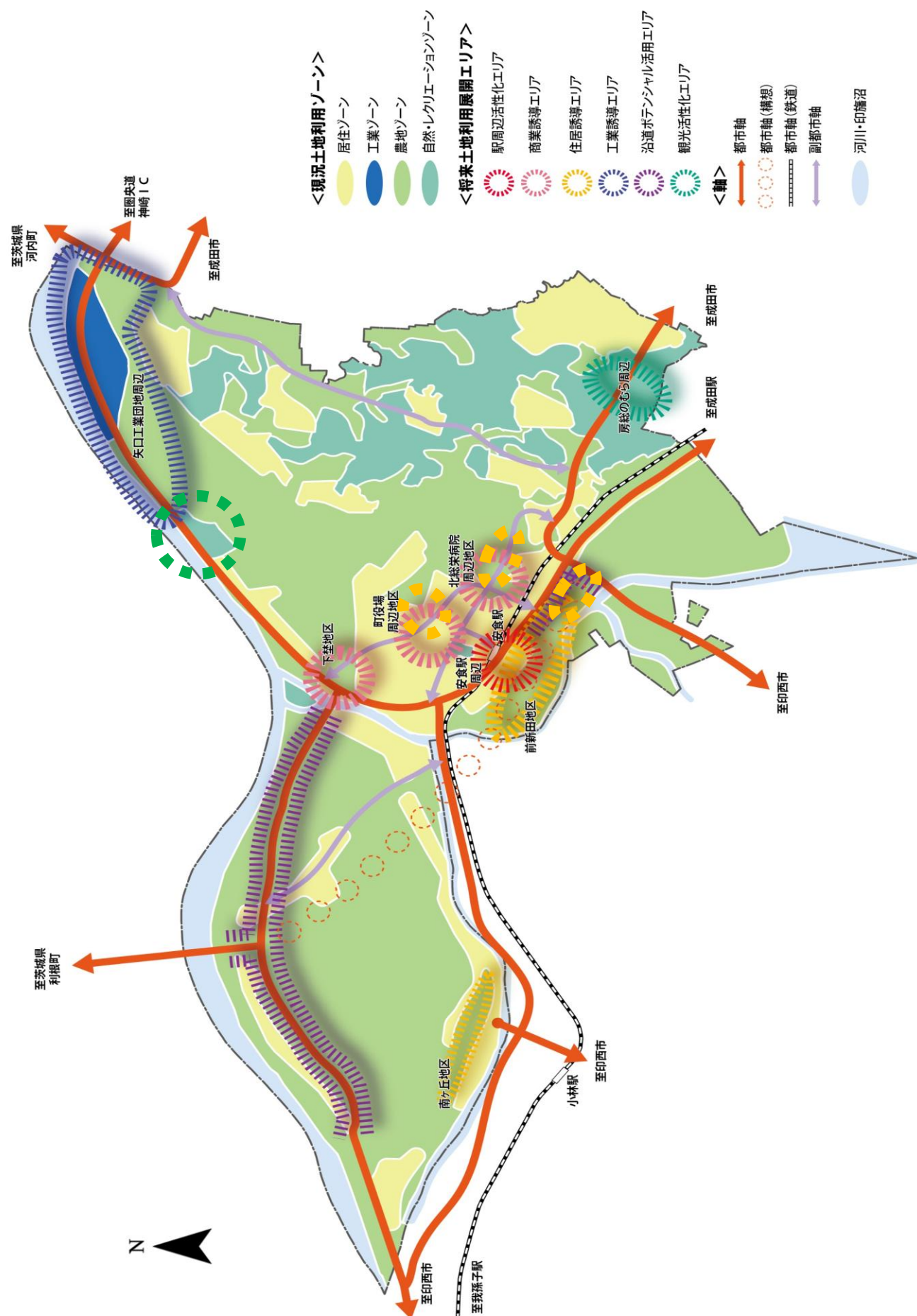
エリア名	エリア形成の考え方
駅周辺活性化エリア	都市機能をコンパクトに集約するまちづくりを進める観点から、公共交通の結節点として、多くの住民が日常的に利用する駅周辺に「駅周辺活性化エリア」を配置し、観光客や住民の暮らしを支える店舗の集積を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。
商業誘導エリア	現況の集客施設の立地状況や既存の交通ネットワークなどを踏まえ、「商業誘導エリア」を配置し、暮らしを支える店舗の集積や広域的な需要を満たす集積型商業施設の誘導を図るなど、にぎわいととも、雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
住居誘導エリア	人口減少時代に見合ったコンパクトな集約型都市づくりを進める観点から、利便性が高く、居住環境として魅力のある駅を中心とした生活圏域を踏まえ、「住居誘導エリア」を配置し、居住地の受け皿とともに、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。
工業誘導エリア	本町の主要な産業地として食品加工を中心とした工場等が集積している矢口工業団地の周辺区域に「工業誘導エリア」を配置し、産業基盤の強化を図るとともに、雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
沿道ポテンシャル活用エリア	順次開通が見込まれる首都圏中央連絡自動車道による広域ネットワーク網並びに成田空港からの距離的優位性や発着容量増に伴う貨物取扱量の更なる拡大を活かし、広域交通や物流の要となっている主要な幹線道路の沿道に「沿道ポテンシャル活用エリア」を配置し、流通業務施設の誘導を図るなど、雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
観光活性化エリア	町内外の交流の核である房総のむらの周辺区域に「観光活性化エリア」を配置し、観光需要を高めるとともに、本町を訪れる交流人口の拡大を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。

将来の土地利用については、エリアではなく、一定のポイントとして土地利用方針を作成し、地区計画に沿って町の活性化に資する土地利用を展開していきます。なお、軸を意識した土地利用方針を策定していきます。

■軸の考え方

軸名	軸の考え方
都市軸	本町の周辺都市を結び、広域での人や物の活発な活動を支える広域的な軸として、幹線道路及び鉄道を「都市軸」として位置付けます。
副都市軸	町内の各エリアを連絡し、町内の住民の暮らしに関わる活動や産業活動を支える身近な幹線道路を、「副都市軸」として位置付けます。

■土地利用構想図



7. まちづくりの基本目標・政策体系

【第5次総合計画 政策体系】

基本目標		政策名
1	子育てがしやすい 元気なまちをつくる	1. 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します
		2. 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します
		3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します
2	生活環境が整った 元気なまちをつくる	1. 快適な住環境の整備を推進します
		2. 賑わいのある住宅地整備を促進します
		3. 恵まれた自然環境の保全を推進します
		4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します
3	安全で安心できる 元気なまちをつくる	1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します
		2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します
4	健康で生き生きと 暮らせる 元気なまちをつくる	1. 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります
		2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します
		3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます
5	産業が活性化し 賑わいのある 元気なまちをつくる	1. 魅力ある元気な農業の振興を推進します
		2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します
		3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します
		4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます
6	歴史と文化を誇り、 心豊かに学び 生きがいが育める 元気なまちをつくる	1. みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します
		2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します
		3. 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します
		4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります
7	みんなの知恵と力で 元気なまちをつくる	1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します
		2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します
		3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します
8	健全な行財政運営 を行う 元気なまちをつくる	1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します
		2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します
		3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します
		4. 時代に即応できる町政運営に努めます

● まちづくりの基本理念 ●

誇りと愛着のもてる まち

● 将来像 ●

ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ

●基本目標 1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

町では、子育て支援を町の政策の大きな柱として事業を展開してきており、施策の評価が高まりつつあります。そのような中、町の大きな課題である人口減少の歯止めをかけるためにも、子育て支援策の更なる充実が求められています。

そのため、保育環境や相談体制の充実とともに、経済的負担の軽減など出産から育児まで安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、子どもの出産から成長まで、親も子も健康に過ごせる環境をつくり上げていきます。

さらに、子育てがしやすいことをばねにして、若者や子育て世代の定住・移住を誘導することによって、元気なまちづくりが実現することを目指します。

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

誰もが、安心して子どもを育てられるきめ細かな施策の展開が求められています。

そのため、働き方の多様化などにより増加する保育需要に対し、的確に対応できる保育所整備や保育体制の充実に努めます。

また、子育てや出産に係る経済的負担を軽減するため、国の制度による施策とともに、町独自の施策も進めていきます。

さらに、子育て拠点施設等における情報提供や相談体制などを一層充実させ、安心して子育てができる支援体制を構築していきます。

政策 1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

子育てがしやすい町にするには、出産・育児環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長・発達するとともに、親の妊娠期から産後まで健康に過ごせるための施策展開が求められています。

そのため、妊娠時の個別面接・妊婦健診とともに産後ケアなどの親の支援に取り組んでいきます。

さらに相談・指導体制を充実させていくとともに、乳幼児の健診率向上により、疾病・障がいなどの早期発見に努めるほか、医療機関などとの連携強化も進めていきます。

政策 1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します

元気なまちづくりをするためには、若者や子育て世代の定住・移住を促進させることが必要です。

そのため、転入にあたり住宅を取得した方、アパートなどに転入した方、Uターン者向けに奨励金制度を設け、さらに中学生以下の子どもがいる場合、奨励金を加算するなどの制度を引続き実施していくとともに、より効果的に若者や子育て世代の定住・移住が図れるよう制度の見直しもしていきます。

●基本目標 2 生活環境が整った元気なまちをつくる

町民が住みやすく、暮らしやすい環境をつくるため、生活基盤や生活環境の向上に取り組みます。
道路・公園・上下水道などの長寿命化対策とともに、誰もが利用しやすい優しい生活基盤づくりを推進していきます。

また、若者を中心とした定住・移住を促進するため、新たな住宅地開発の誘導や、公共交通の利便性向上に取り組みます。

一方、環境面では、町の豊かな自然環境を未来に守り続けるとともに、ごみの減量化など環境負荷の低減を推進していきます。

政策 2-1 快適な住環境の整備を推進します

町民が住みやすく、暮らしやすくするためには、生活基盤の整備や交通利便性の向上は重要なことから、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの早期開通など国県道の整備を促進するとともに、生活道路や公園などの整備と適切な維持管理を推進します。

さらに、障がい者や高齢者をはじめ、子育て世代のためにも生活基盤のバリアフリー化を進めていきます。

また、公共交通機関については、J R 安食駅の利便性向上等を図るとともに、北総線や成田スカイアクセス線方面へのアクセス向上による交通ネットワークの充実に取り組みます。

政策 2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します

まちが元気になるには、若者を中心とした町への定住・移住の促進をさらに進めていくことが重要です。

そのためには、ニーズにあった住宅供給が必要であり、受け皿となる新たな住宅地開発の誘導や、空き家バンク制度による空き家等の活用促進など、町として民間企業の協力のもと、その取り組みを進めていきます。

政策 2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

水と緑に恵まれた豊かな自然環境を維持し次世代に引き継いで行くため、騒音、水質汚染、土壌汚染などの公害防止に取り組むほか、再生可能エネルギーの導入促進等による地球温暖化防止対策への取り組みを推進します。

また、公共下水道の計画的な事業展開と合併処理浄化槽の設置支援により、公共用水域の水質汚濁防止に努めることで自然環境への負荷低減を図っていきます。

政策 2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

資源循環型社会を実現するため、町民、事業者の協力を得ながら、ごみの減量化に積極的に取り組み、排出されたごみを出来る限り資源化し、ごみとして焼却する量を減らすための施策の実施と、し尿の広域処理事業による廃棄物の適正な排出処理を推進します。

特に、ごみの減量化については、3 R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進するとともに、「栄町ごみ減量化推進計画」による各種事業を継続的に実施します。

●基本目標 3 安全で安心できる元気なまちをつくる

町にとって一番重要な使命は、町民の安全と財産を守ることであり、町民が安心して暮らせる施策を展開していくことが求められています。

そのため、東日本大震災や、近年の異常気象による大洪水被害などから得られた教訓を生かし、町民の協力を得ながら、災害に対する備えや災害発生時における迅速かつ適切に対応できる防災体制の構築などを推進していきます。

また、救急救命体制や火災の消火体制の充実とともに、消防団など地域消防力の強化を進めていきます。

さらに、町民と一体となって、犯罪や交通事故が少ない地域づくりに努めていきます。

政策 3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します

地域防災計画に基づき、災害ごとに迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、町民の協力を得て、常日頃の防災訓練、防災備蓄品の充実、災害時要援護者など弱者のための災害対応等を充実させるとともに、避難所や消防資機材等の整備も進めていきます。

また、消防団や自主防災組織等の組織力を高めるとともに、消防広域化の推進も図っていきます。

さらに、救急救命体制の高度化や災害危険箇所対策を進めることとします。

政策 3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します

防犯意識が高まる中、適切な情報発信や犯罪が起きにくい環境づくりを進めるとともに、行政と町民、団体等が連携した防犯体制の整備や自主防犯活動への取り組みを支援します。

さらに、近年、巧妙化する振り込め詐欺や消費者トラブルの防止対策に努め、犯罪が減少し安心して生活できるまちづくりを進めます。

また、交通安全施設の充実を図るとともに、交通安全に対する意識を高めるため、交通安全推進団体等と連携し、交通ルールやマナーに対する啓発活動を強化するなど、交通事故が減少し安全に生活できるまちづくりを進めます。

●基本目標 4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

誰もが、思いやりの心を持って、互いに支え合い、助け合いながら、地域において健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進します。

そのためには、町民の疾病の予防、発見、治療、リハビリといった各種段階の保健施策を充実し、町民の健康寿命の延伸と地域での生活の質の向上を目指していきます。

そして、地域包括ケアシステムの構築などを通じて、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしく暮らせるよう、きめ細かな福祉施策に取り組んでいきます。

また、これらの基盤となる社会保障制度の維持・活用の推進のため、国民健康保険制度や介護保険制度などの適切な運営に努めます。

政策 4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります

誰もが、出来るだけ長く地域で生き生きと暮らすためには、健康の保持が何よりも重要です。特に、医療の発展等で長寿社会となっている今、それぞれの健康寿命の延伸が求められており、そのため、生活習慣病などに対する予防事業や、がん検診や人間ドックなど疾病の早期発見事業などに一層取り組むこととします。

一方、地域の医療資源は、病気の予防や治療には欠かせないことから、その充実にも努めることとします。

政策 4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します

誰もが、その地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう、地域の方々の協力も得て、地域包括ケアシステムの構築など、きめ細かな福祉施策の展開に努めていきます。

特に、高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らしやすいように、一人一人に合った介護・障がいなどの福祉サービスの提供とともに、認知症初期集中支援チームなど認知症対策等を充実させます。

さらには、各種介護予防や福祉施設への支援などとともに、生活しやすい誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。

政策 4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます

誰もが生き生きと暮らしていくためには、社会保障制度がその基となっています。

特に、急速に高齢化が進んでいる中であって、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療制度、また、国民年金制度は町民にとって欠かせない制度となっています。

そして、これらの制度が町民の方々に上手に利用され、また、将来的にも維持されていく必要があります。

そのため、町民の方々へのこれらの制度の周知と相談体制などの充実とともに、国民健康保険会計や介護保険会計などの財政の健全化に努めていきます。

●基本目標5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

産業の活性化は元気なまちをつくる源です。そのため、町の基幹産業である農業については、経営の安定性、生産性の向上に努めるとともに、高付加価値化を図っていきます。

また、商業については既存店舗などの振興策とともに、起業・創業の支援が求められており、国・県・町などの各種支援制度の有効利用を推進していきます。

さらに、観光にあっても、千葉県立房総のむらとともに貴重な歴史・文化・自然を活かした活性化施策を進めていきます。

一方、将来の町にとって新たな工場立地や企業誘致がカギとなることから、これらにチャレンジしていきます。

政策5-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します

農業については、規模拡大や農商工連携・6次産業化、農産物の栽培及び経営技術の向上により品質や生産性を高め地域のブランド化を図るなど、販路の拡大と効率的な経営が求められています。

そのためには、地域を牽引する中核的な担い手が必要であり、新規就農者の発掘・定着や農業法人、女性農業者を育成していく一方で、担い手農家への農地集積・集約化により、生産基盤の整備を図るとともに、水田をフル活用した農業経営を支援します。

また、消費者が安全な食材を安心して堪能できるよう、農産物の栽培技術を向上させ、食の安全安心に取り組んでいきます。

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します

生活の利便性の向上とまちの賑わいを創っていくためには、商業の活性化は欠かせないものです。

そのため、中小企業及び小規模事業者の経営基盤強化や経営改革を支援するとともに、創業・起業や事業継承を促進し地域の商業振興を図っていきます。

さらに、商工会とともに相談体制を充実させ、国・県や金融機関の各種補助・融資制度の活用促進など、きめ細かな支援体制づくりを進めていきます。

政策5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します

千葉県立房総のむらをはじめとした、龍角寺古墳群・岩屋古墳、龍角寺、社寺などの歴史遺産をはじめ、利根川や長門川などの良好な水辺環境など町内の貴重な観光資源を活かし、外国人観光客などの交流人口を増加させていきます。

特に、成田空港から近いという立地条件を活かし、千葉県立房総のむらと連携してコスプレの館を国際観光の拠点に位置付け、外国人観光客の増加を図ります。

そして、これら観光客をまちなかなどへ回遊させることにより商業の活性化にもつなげていきます。

政策 5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます

町の経済の活性化を図るためには、地元企業の持続的な成長を支援するとともに、新たな企業の立地を促進し、町民の就業機会の拡大と税源のかん養を図っていく必要があります。

特に、矢口工業団地には優良な食品企業が進出しているとともに、成田空港に近いといった利点があるため、矢口工業団地を拡張することにより、既存企業の規模拡大に伴う新たな設備投資などを促進していきます。

さらに、成田空港の更なる機能強化をチャンスとして捉え、金融機関などと連携して、主要道路の沿道開発による流通系などの企業の誘致を推進していきます。

●基本目標 6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元氣なまちをつくる

これからの社会を支え創造する一人一人の子どもたちに、あいさつ、早寝・早起き・朝ごはんに始まる基本的生活習慣とともに、基礎・基本の習得と思考力・判断力・表現力の育成を進めます。

そして、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう人間性のかん養や、望ましい勤労観・職業観の醸成を図るキャリア教育を推進していきます。

さらに、町の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域住民の協力を得ながら、ふるさとの誇りや愛着心を育む教育を推進します。

また、誰もが地域で楽しく、心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習の充実やスポーツの振興に努めるとともに、地域の教育力を活かした子どもたちの健全育成を推進します。

一方、地域に根ざした芸術・文化の育成や貴重な文化財の保護を図り、町民が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進していきます。

政策 6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します

将来に希望や目標を持ち、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付け、子どもたちが将来の夢に向かって挑戦できるようキャリア教育を充実させます。

そのために、学校や地域における様々な社会体験活動や自然体験活動を通じて、高い道德観や豊かなコミュニケーション能力と町に対する郷土愛を育成していきます。

さらに、一人一人を大切にしたい、教育活動の中で、学校・家庭・地域が連携し、基礎・基本の習得及び思考力・判断力・表現力並びに学びに向かう力・人間性を育成する教育を推進します。

政策 6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します

町では、従来から全学校へのエアコンや洋式トイレの設置など、子どもたちの良好な学習環境整備に取り組んできました。

一方、町の教育施設等は老朽化が進んでいる施設も多いため、今後計画的に改修整備を行い、長寿命化対策を進めていきます。

さらに、情報教育時代に合ったICT化教育が求められていることから、ICT設備の設置などICT環境の充実に努めていきます。

政策 6-3 生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します

生涯を通して学習やスポーツは、町民が健康で生き生きと暮らしていく上で欠かすことのできないものです。そのため、いつでも、どこでも、誰でもが取り組みたいと思う学習やスポーツをすることができる環境の整備を推進します。

そして、生涯を通して学び続けられる学習機会の増加や気軽に楽しくスポーツができる環境づくりに取り組みます。

また、町民の方々の各種学習やスポーツに関連する各種団体の支援も進めていきます。

一方、町の学習施設やスポーツ施設の老朽化に対応するため、計画的に長寿命化対策を進めていきます。

政策 6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります

地域の貴重な文化や歴史ある文化財などを保護・活用することは、町民の町に関する誇りと愛着を高めるとともに、町の観光資源としても一層重要なこととなってきました。

そのため、地域固有の文化・伝統の保存・継承や町民による文化芸術活動を支援することにより、町独自の芸術・文化の振興を図ります。

さらに、龍角寺古墳群・岩屋古墳など貴重な文化財の保存に努めることにより、未来へ適切に継承していくとともに、その活用を進めることで元気なまちづくりを推進します。

●基本目標7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、町民と行政、さらには、町民相互が共に手を携えて課題の解決に取り組み、町民が「暮らしやすさ」や「住みやすさ」を実感しながら、安心して住み続けられる協働のまちづくりを推進します。

また、町民に最も身近な組織であり、地域における「共助の要」である自治組織の活動を支援し、地域の絆を育みながら、お互いに支え合って、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、住民参加によるまちづくりを推進するための情報共有や、町民の声が行政に届く仕組みづくりなどの取り組みを進めていきます。

政策 7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します

誰もが、様々な分野や場面で個性や能力を発揮して、多様なコミュニティ活動ができるよう、適切な情報の提供やコーディネート等の支援を行います。

そして、町民一人一人のコミュニティ意識の醸成を図るとともに、行政と町民そしてあらゆる主体が目的や目標を共有し、地域の課題解決や活性化に協働して取り組めるまちづくりを進めていきます。

政策 7-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します

町民に最も身近な組織である自治組織の主体的な活動が活発に行われるよう、事業運営に関する支援や協力を行います。

そして、自治組織が地域住民に必要とされる組織として、地域のコミュニティ力を高めながら、身近な課題解決に取り組み、地域住民が安心して地域で暮らせる環境づくりを推進していきます。

政策 7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します

住みやすい、住み続けたいまちづくりを進めるために、町民や企業、団体などから、町政に対し幅広く意見や提案を聴く環境を充実させていきます。また、わかりやすい行政情報の発信を行うとともに、寄せられた提案等の町政への対応などの公表を進めていきます。

そして、男女共同参画社会の理念に基づき、町政への幅広い町民の積極的な参画と協力を得ることにより、住民参加によるまちづくりを進めていきます。

●基本目標 8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

行政運営の基本は、地方自治法など法令に基づいた適正な執行です。

また、持続可能なまちづくりの実現に向けて、確固とした財政基盤を構築することも重要な視点です。

そのため、住民サービスの向上を目指す中で、職員の資質向上のもと、堅実で適正な行政運営を行っていきます。

また、行政情報の的確な公開に努め、町民の町政への関心と監視を高め、公正で透明性の高い行政運営を行っていきます。

さらに、行政サービスに必要な財源を確保しつつ、行政コストの縮減に向けた取り組みを強化し、財政の健全性を高めていきます。また、目まぐるしく変化する時代に適切に対応した行財政運営の実施に努めます。

政策 8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します

町民の暮らし満足度の向上のため、職員が組織の一員として求められる成果を実現できるよう人財開発を進めます。また、窓口業務の民間委託や業務の外部化を図るとともに、ICTの活用など充実した利用しやすい窓口サービスの提供に取り組みます。

さらには、様々な相談ニーズに適切に対応できるよう、相談事業を充実させるなど、行政サービスの向上を目指した行政運営を推進します。

政策 8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します

町民と行政の信頼関係を高めるため、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、町民と情報を共有できるよう適切な情報発信に努めます。また、職員一人一人が危機管理意識を持って法令等に即し適正に業務を行うため、組織内でのチェック機能を強化するなど内部統制機能を高めることなどにより、公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

政策 8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します

新たな行政需要に的確に対応しつつ、行政サービスの質をさらに高めながら将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、中長期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分していきます。

また、町税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、様々な財源確保策に取り組み、将来に向けて過大な負担を残さない健全な財政運営を推進します。

政策 8-4 時代に即応できる町政運営に努めます

町民の行政への要望、町をとりまく社会情勢、そして、国や県などの各種制度は、年々早い速度で変化しており、これらに、適切に対応していくことが求められています。

そのため、町民の要望等に対する理解度を高めることや、様々な情報をできるだけ早く入手することなどに努めるとともに、これらに対して的確な判断と迅速な対応ができる体制づくりと職員の資質向上に取り組みます。